

(一社) 千葉県ニュービジネス協議会の支援事業(ご案内)

1. 中小企業事業資金獲得支援事業の目的

千葉県ニュービジネス協議会(CNBC)は、千葉商科大学の戦略会議の機関決定に基づき、(公財)日本ニュービジネス協議会連合会の傘下組織として、2008年(平成20年)9月に設立し、鮎川二郎(現千葉商科大学名誉教授)が会長に就き同大学内の商品学研究室に事務局を置いています。その後2010年に一般社団法人化されました。

当協議会は、産・学・官・民のネットワークを構築し、気概と情熱を持った起業家及びベンチャー企業、経営革新を推進する企業が業種を超えて集結し、相互の啓発、連携及び交流を通じて会員である個人や法人、団体を支援して、相互のビジネスチャンスの拡大と経営資源の創造的改革及び創造的ニュービジネスの振興を図り、以って活力のある地域経済の発展及び人材育成に寄与することを目的に活動しています。

そこで本事業では、下記に示す支援体制で経営上の諸問題や課題の解決策、人材育成機会の提供、経営革新のための事業資金獲得策などに関する支援事業を展開することになりました。

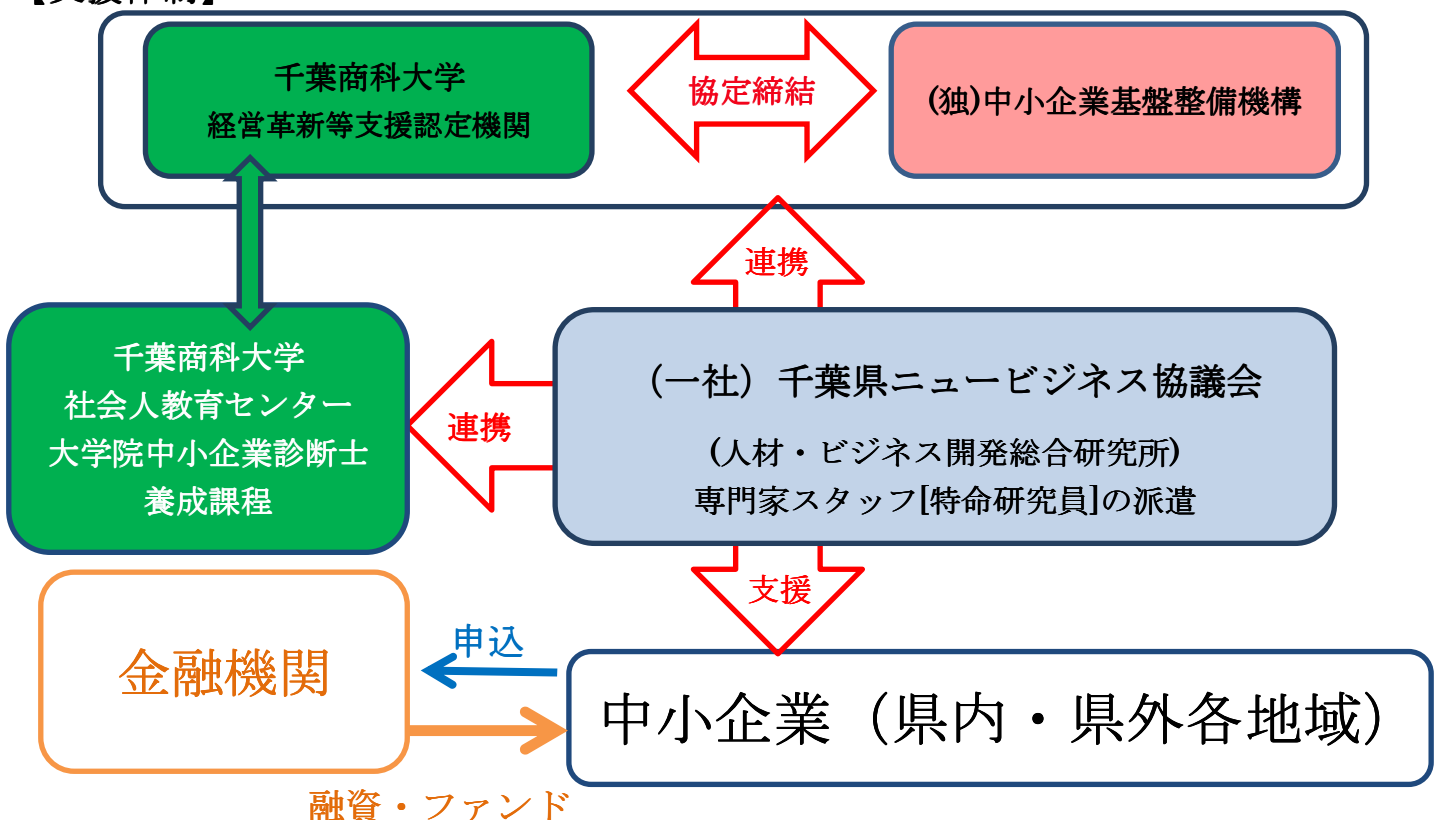
2. 連携・協働支援体制

当協議会は、「人材・ビジネス開発総合研究所」に、プロ集団として「特命研究員」を配置し、専門家派遣が出来る体制が整っています。また、千葉商科大学 経営革新等支援機関と協力して活力ある地域経済の発展及び人材の育成に寄与するため、各種事業等の展開を図ります。

更に、千葉商科大学においては、2013年から(独)中小企業基盤整備機構と業務提携を締結し、各種事業を支援する連携・協働体制が整いました。

これを契機に、当協議会(CNBC)は、(独)中小企業基盤整備機構と千葉商科大学社会人教育センターとの「三位一体」の支援体制を発揮し、相互が協働して千葉県内企業をはじめ、地域企業の事業資金獲得を具現化するために経営上の諸問題や課題の解決策支援、経営革新支援、人材育成事業等を提供し、地域社会に貢献することを目的とするサポート事業(次ページ参照)を実施することとなりました。

【支援体制】



3. サポート事業内容

(1) 中小企業の製品・商品・サービス開発事業

本事業は、中小企業のニーズである製品・商品・サービスの開発に対して【中小企業の製品・商品・サービス開発事業】として、中小企業とタイアップし、共同事業を進め、その成果を社会に還元・寄与し、もって中小企業の発展に役立てることを目的とする。

☆事業の内容

本事業の内容としては、以下のとおり「定義」し、事業を進める。

- ◆【製品】とは、工業的生産手法(工場、生産設備)によって生産されたもの。
- ◆【商品】とは、市場に流通して、商取引の対象となるもの。
- ◆【サービス】とは、【商品】が消費者に届くまでの役務に対する貢献度(効能・満足度)。

したがって、本研究会は、以下の2項目について事業を実施する。

- I. 中小企業における新製品開発事業(工業部門)
- II. 中小企業における新商品・新サービス開発事業(商業部門)

(2) 経営革新(計画)事業

本事業は、中小企業のニーズの高い経営革新(計画)に対して【経営革新(計画)事業】として取り上げ、中小企業とタイアップし、共同事業を進め、その成果を社会に還元・寄与し、もって中小企業の発展に役立てることを目的とする。

☆事業の内容

本事業の内容としては、以下の2つのテーマについて事業を実施する。(どちらかを選択)

- I. 経営革新(計画)申請書の作成について
- II. 経営革新(計画)承認後の指導について

(3) 工業及び商業診断事業

本事業は、中小企業の工業・商業に関する諸問題の解決に対応する【工業及び商業診断事業】として取り上げ、中小企業とタイアップし、共同事業を進め、その成果を社会に還元・寄与し、もって中小企業の発展に役立てることを目的とする。

☆事業の内容

本事業の内容としては、以下の2つのテーマについて事業を実施する。(どちらかを選択)

- I. 工業に関する諸問題の解決に対応する【工業診断事業】について
- II. 商業に関する諸問題の解決に対応する【商業診断事業】について

4. 採択可能な補助金活用制度

☆ ちば中小企業元気づくり基金事業

(1) ベンチャー創業支援事業

豊富な経験を有する企業退職者等の高齢者や女性、学生、創業者等が待つ先進的なアイデア、研究開発及びビジネス創造に対する助成支援事業

※補助率：2/3以内 ※助成限度額：100万円

(2) 新製品・新技術・特産品等開発助成事業

①経営革新計画の承認を受けた企業が、研究開発をする新商品・新技術・特産品等に対する助成事業

※補助率：1/2以内 ※助成限度額：500万円

②新製造技術、情報通信、エレクトロニクス、バイオ・医療・福祉・健康サービス、素材・環境・新エネルギー、物流、食品、観光・レジャーの分野における新技術・新製品・特産品開発に対する助成事業

※補助率：1/2以内 ※助成限度額：300万円

(3) ビジネスモデル構築・事業化助成事業

地域資源や経営資源を活用した新事業進出や新たなビジネスをへの構築し、事業化を図る活動（試作、実証試験等）等への助成事業

※補助率：1/2以内 ※助成限度額：連携体1,000万円、その他500万円

(4) 地域プロデュース事業

中小企業をはじめ、地域住民、NPOや商工団体等が連携して地域の特産品や資源を活用して商品化企画、新サービスの仕組み構築等への助成事業

※補助率：1/2以内 ※助成限度額：100万円

(5) 地域活性化事業

中小企業をはじめ、地域住民、NPOや商工団体等が連携して地域資源を活用した企画野実践やイベントの実施等、地域活動事業の助成事業

※補助率：1/2以内 ※助成限度額：200万円

☆アベノミクスに対する補助金事業（平成25年度以降）

(1) ものづくり中小企業・小規模企業者試作開発等支援事業

きめ細かく顧客のニーズをとらえ創意工夫に取り組むために、認定機関等と連携しつつ、ものづくり中小企業・小規模企業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援する事業

※補助率：補助対象経費の2/3以内 ※補助上限額：1,000万円

※補助下限額100万円

(2) 小規模事業者活性化補助金事業

多様なニーズに着目した小売事業者が行う、早期に市場取引を達成することが見込まれる新商品・新サービスの開発等に要する経費の一部を補助する事業

※補助率：補助対象経費の2/3以内 ※補助上限額：200万円 ※補助下限額100万円

(3) 創業補助金（地域需要創造型等起業・創業促進事業）

女性や若者の地域での起業や後継者の新分野への挑戦を応援する補助事業

※補助率：補助対象経費の2/3以内 ※補助上限額：200万円～700万円

(4) その他